

**一般社団法人 サービス連合情報総研
定 款**

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人サービス連合情報総研と称する。英語名としては Service-Rengo Information & Research Institute「略称S I R」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、以下を目的とする。

(1) 適時的確な情報の提供を通じて交流の質を高めることで、より豊かな社会の実現に貢献します。

(2) 働くものの目線で、産業の持続可能な発展に関わる根源的な問題を分析し、労働調査や多様な人財の知恵を結集することを通じて、新しい価値の創造につながる提言を行います。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 産業及び労働分野に関わる問題の調査・研究

(2) 産業及び労働分野に関わる問題の情報収集・情報提供

(3) 産業及び労働分野に関する研究会・セミナー等の開催

(4) 前各号に関する図書・紙誌等の刊行及び電子出版物の制作

(5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業及び当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成員)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した法人

(2) 準会員 当法人の事業を中長期的に援助するために入会した団体・個人

(3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した団体・個人

(入会手続)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、「一般法人法」第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、総社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。
- 3 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡あるいは譲受

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第 1 5 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より 2 週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第 1 6 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 1 7 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議・報告の省略)

第 1 8 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、総社員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、総社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 1 9 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の「一般法人法」施行規則第 1 1 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した社員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第 2 0 条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める「社員総会規則」による。

第 4 章 役 員

(役員の設置)

第 2 1 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 2 2 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事の配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）が理事になろうとする場合、それらに当該理事を加えた合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、業務執行理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事若しくは監事が欠けた場合または第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬）

第27条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から財産上の利益を受ける必要がある場合は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第29条 当法人は、理事又は監事の「一般法人法」第111条第1項の賠償請求について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受

(2) 多額の借財

(3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(5) 第29条の責任の免除

(開催)

第32条 通常理事会は、「一般法人法」第91条第2項の規定により、3か月に1回以上の頻度で開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めるとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、「一般法人法」第101条第2項に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招

集したとき。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる総理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第32条第2項第3号により理事が招集する場合及び第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、第32条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、「一般法人法」第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の「一般法人法」施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規則」による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める「基金取

扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規程」で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般法人法」第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第44条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに業務執行理事が作成、理事会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、業務執行理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) キャッシュフロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なも

のを記載した書類

(剰余金の不分配)

第 4 8 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 4 9 条 この定款は、社員総会における総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 5 0 条 当法人は、「一般法人法」第 1 4 8 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 5 1 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 5 2 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 0 章 事務局

(事務局)

第 5 3 条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、業務執行理事を兼ねる事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 5 4 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 5 5 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護管理規則」による。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2018年8月31日までとする。

(設立時役員)

第57条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 長縄将幸

設立時理事 後藤常康

設立時理事 岡本賢治

設立時理事 神田達哉

設立時監事 千葉 崇

(設立時社員)

第58条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県浦安市美浜1丁目5番304号

設立時社員 長縄将幸

神奈川県川崎市宮前区東有馬5丁目39番14-2号

設立時社員 後藤常康

東京都千代田区九段南二丁目3番24-403号

設立時社員 岡本賢治

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて「一般法人法」その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 サービス連合情報総研を設立のため、設立時社員 長縄将幸外2名の定款作成代理人である司法書士法人 駒木事務所(社員 駒木士郎)は、電磁的記である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年12月26日

設立時社員 千葉県浦安市美浜一丁目5番304号

長 縄 将 幸

設立時社員 川崎市宮前区東有馬五丁目39番14-2号

後 藤 常 康

設立時社員 東京都千代田区九段南二丁目3番24-403号

岡 本 賢 治

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地

司法書士法人 駒木事務所

社員 駒 木 士 郎